

安謝学校給食センター、天久学校給食センター、古蔵学校給食センター、開南学校給食センター給食調理業務に係る公募型プロポーザル募集要領

安謝学校給食センター、天久学校給食センター、古蔵学校給食センター、開南学校給食センター給食調理業務の委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名、対象施設

ア 安謝学校給食センター給食調理業務委託

対象施設：安謝学校給食センター

(受配校：安謝小学校、那覇中学校)

イ 天久学校給食センター給食調理業務委託

対象施設：天久学校給食センター

(受配校：天久小学校、安岡中学校)

ウ 古蔵学校給食センター給食調理業務委託

対象施設：古蔵学校給食センター

(受配校：古蔵小学校、古蔵中学校)

エ 開南学校給食センター給食調理業務委託

対象施設：開南学校給食センター

(受配校：城岳小学校、天妃小学校、開南小学校)

(2) 業務の目的

学校給食法の目的に沿って、各調理場で安全、安心な学校給食の調理業務を行うことができる事業者を広く募集する。

(3) 業務の内容

ア 食材の検収

イ 調理業務

ウ 配缶及び運搬（所在する学校給食センター以外の受配校への配送は除く。）

エ 食器具等の洗浄、消毒及び保管

オ 施設及び設備の清掃並びに日常点検

カ 残菜及び塵芥の処理

キ 前各号に付帯するその他必要な業務

(4) 履行期間

- ア 安謝学校給食センター：令和7年8月1日～令和12年7月31日（5年間）
- イ 天久学校給食センター：令和7年8月1日～令和12年7月31日（5年間）
- ウ 古蔵学校給食センター：令和7年8月1日～令和12年7月31日（5年間）
- エ 開南学校給食センター：令和7年8月1日～令和12年7月31日（5年間）

2 見積上限額

(1) 安謝学校給食センター（合計 226,287,000 円以内） 5 年間

令和7年度（8月～3月）	年額 30,096,000 円以内
令和8～11年度（4月～3月）	年額 45,199,000 円以内
令和12年度（4月～7月）	年額 15,395,000 円以内

ア 金額は、消費税及び地方消費税を含む。

イ 調理従事者定数8人（内訳：正職員5人、非常勤職員3人）以上
衛生管理消耗品、諸経費等を含む。

ウ 各年度の委託料は11分の1に相当する額（8月を除く）で請求できる。
ただし、千円未満の合計は最終月に請求できる。

(2) 天久学校給食センター（合計 278,053,000 円以内） 5 年間

令和7年度（8月～3月）	年額 35,717,000 円以内
令和8～11年度（4月～3月）	年額 55,814,000 円以内
令和12年度（4月～7月）	年額 19,080,000 円以内

ア 金額は、消費税及び地方消費税を含む。

イ 調理従事者定数11人（内訳：正職員6人、非常勤職員5人）以上
衛生管理消耗品、諸経費等を含む。

ウ 各年度の委託料は11分の1に相当する額（8月を除く）で請求できる。
ただし、千円未満の合計は最終月に請求できる。

(3) 古蔵学校給食センター（合計 241,780,000 円以内） 5 年間

令和7年度（8月～3月）	年額 31,988,000 円以内
令和8～11年度（4月～3月）	年額 48,323,000 円以内
令和12年度（4月～7月）	年額 16,500,000 円以内

ア 金額は、消費税及び地方消費税を含む。

イ 調理従事者定数9人（内訳：正職員5人、非常勤職員4人）以上
衛生管理消耗品、諸経費等を含む。

ウ 各年度の委託料は11分の1に相当する額（8月を除く）で請求できる。
ただし、千円未満の合計は最終月に請求できる。

- (4) 開南学校給食センター（合計 236,434,000 円以内） 5 年間
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 令和7年度（8月～3月） | 年額 32,087,000 円以内 |
| 令和8～11年度（4月～3月） | 年額 46,981,000 円以内 |
| 令和12年度（4月～7月） | 年額 16,423,000 円以内 |

ア 金額は、消費税及び地方消費税を含む。

イ 調理従事者定数9人（内訳：正職員5人、非常勤職員4人）以上
衛生管理消耗品、諸経費等を含む。

ウ 各年度の委託料は11分の1に相当する額（8月を除く）で請求できる。
ただし、千円未満の合計は最終月に請求できる。

3 調理場の概要（※ただし、人数は令和6年5月1日現在）

(1) 安謝学校給食センター

- ア 所在地 那覇市安謝2丁目15番28号（安謝小学校敷地内）
- イ 施設 面積：462㎡ 設置年月日：平成24年4月1日
- ウ 調理場方式 ドライシステム
- エ 給食回数 年間200回程度
- オ 調理人数 1日 1,251人予定（教職員を含む）
- カ 対象校 安謝小学校、那覇中学校（受配校）

(2) 天久学校給食センター

- ア 所在地 那覇市天久1丁目4番1号（天久小学校敷地内）
- イ 施設 面積：483㎡ 設置年月日：平成24年4月1日
- ウ 調理場方式 ドライシステム
- エ 給食回数 年間200回程度
- オ 調理人数 1日 1,646人予定（教職員を含む）
- カ 対象校 天久小学校、安岡中学校（受配校）

(3) 古蔵学校給食センター

- ア 所在地 那覇市古波蔵1丁目33番1号（古蔵小学校敷地内）
- イ 施設 面積：483㎡ 設置年月日：平成23年4月1日
- ウ 調理場方式 ドライシステム
- エ 給食回数 年間200回程度
- オ 調理人数 1日 1,347人予定（教職員を含む）

カ 対 象 校 古蔵小学校、古蔵中学校（受配校）

(4) 開南学校給食センター

ア 所 在 地 那覇市泉崎1丁目1番6号（開南小学校敷地内、別棟）

イ 施 設 面積：526㎡ 設置年月日：令和5年10月1日

ウ 調理場方式 ドライシステム

エ 給食回数 年間200回程度

オ 調理人数 1日 1,435人予定（教職員を含む）

カ 対 象 校 城岳小学校、天妃小学校、開南小学校（受配校）

4 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 学校給食法及び学校給食関係法令を熟知し、学校給食の趣旨を十分理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (2) 1回当たりの調理で100食以上の病院、学校又は社会福祉施設等の特定給食施設調理業務を3カ所以上、3年間継続していること（関連会社の実績は認めない）。
- (3) 県内に本店、支店又は事業所等を有すること。
- (4) 過去3年以内に学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除く。
- (5) 損害賠償を担保できること。
- (6) 特定給食施設調理業務経験者を必要数配置できること。
- (7) 業者の栄養士による巡回指導ができること。
- (8) 所得税、地方税等を滞納していないこと。
- (9) 参加申込書提出時に会社更生法に基づく更正手続きの申し立てがなされていないこと。
- (10) 那覇市内または沖縄本島内に所在する特定給食施設の調理業務を受託していること。
- (11) 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当しない者であること。

6 説明会参加申込書の提出

- (1) 参加申込期間 公告の日から令和7年4月25日（金） 午後5時必着
- (2) 提出書類 説明会参加申込書（様式1）
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メールまたはFAX
※郵送は必着。
※電子メール又はFAXを送信した場合は、学校給食課へ電話連絡すること。
- (4) 提出場所 那覇市教育委員会 学校給食課
(那覇市泉崎1-1-1 本庁舎11階)

7 説明会の日程

- (1) 日時 令和7年5月1日（木） 午後1時30分～午後2時30分
- (2) 会場 那覇市役所1101AB会議室(11階)

8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- (1) 提出期限 公告の日から令和7年5月9日（金） 午後5時必着
- (2) 提出書類 質問書（説明会時に配布）
- (3) 提出場所 那覇市教育委員会 学校給食課
(那覇市泉崎1-1-1 本庁舎11階)
- (4) 提出方法 電子メール又はFAX
※電子メール又はFAXを送信した場合は、学校給食課へ電話連絡すること。
- (5) 回答方法 提出期限から3営業日以内に那覇市ホームページに掲載する。

9 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式2）
- イ 特定給食施設調理業務実績表（様式3）
- ウ 賠償責任保険書の写し
- エ 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表類（直近3年分）
- オ 納税証明書（直近年度分） 法人県民税、法人事業税
- カ 会社概要
- キ 登記簿謄抄本「全部事項証明書（謄本）の履歴事項証明書」

(2) 提出部数

- 1部（原本）

(3)提出期限・方法及び場所

ア 提出期限 公告の日から令和7年5月21日(水) 午後5時必着

イ 提出場所 那覇市教育委員会 学校給食課
(那覇市泉崎1-1-1 本庁舎11階)

ウ 提出方法 持参または書留郵送
※書留郵送は必着。
※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

(4)参加資格審査(書類審査)結果の通知

上記提出資料による書類審査の結果は、令和7年5月26日(月)に文書にて通知する。

10 プロポーザル参加のための提出書類、部数、期限、方法

「プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式2)」を提出後、参加資格審査(書類審査)に合格した者(以下「参加者」という。)のみ、提出することができることとする。

(1)提出書類

- ア 学校給食に対する基本的な考え方(様式4)
- イ 衛生管理(様式5)
- ウ 調理従事者に対する研修計画(様式6)
- エ スタッフの配置提案書(様式7-1, 様式7-2)
- オ 職員数(様式8)
- カ 調理業務実施体制(様式9)
- キ 危機管理体制(様式10)
- ク 見積書(様式11-1, 様式11-2, 様式11-3)

(2)提出部数

正本1部、副本15部

(3)提出期限・方法及び場所

ア 提出期限 令和7年6月18日(水) 午後5時必着

イ 提出場所 那覇市教育委員会 学校給食課
(那覇市泉崎1-1-1 本庁舎11階)

ウ 提出方法 持参または書留郵送
※書留郵送は、必着。
※電子メール又はFAXによるものは、受け付けない。
※提出期限を過ぎた企画提案書は、受け付けない。

(4)その他留意事項

ア 提出された書類は、返却しないこととする。

イ 資料の作成、プロポーザルの参加、提出に要する費用は応募者の負担とする。

11 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式 2）を提出後に辞退を申し出る場合は、令和 7 年 7 月 1 日（火）までに参加辞退届（様式 16）を提出すること。

なお、辞退したことを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

12 ヒアリング（プレゼンテーション等）の実施

(1) 日 時 令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 1 時～

(2) 会 場 那覇市役所 1101AB 会議室(11 階)（※駐車場は有料です。）

(3) 留意事項 プレゼンテーションは、プロジェクター等で投影するスライドショー（パワーポイント等）及び図面等による説明を可とするが、追加資料の配布は不可とする。提案説明は、様式 12「学校給食調理業務委託業者審査視点」の項目順に、15 分以内で行うこと。

13 審査項目及び審査基準

学校給食調理業務に係る公募型プロポーザル審査委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーション等により、様式 12「学校給食調理業務委託業者審査視点」に基づき、審査及び評価を行う。

14 優先交渉権者の選定方法

(1) 優先交渉権者 1 位の選定

- ア 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。優先交渉権者の選定は、原則、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を、優先交渉権者に選定するものとする。
- イ アにおいて、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 人以上ある場合は、当該提案者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ウ イにおいて、順位を第 2 位とした委員の数が同数の提案者が 2 人以上ある場合は、当該提案者の順位を第 1 位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が高い者を優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者 2 位の選定

- ア (1) で選定された優先交渉権者を除く提案者のうち、各委員が提案者毎に評価点をつけた、その合計点が高い順に再度順位をつける。順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を、優先交渉権者に選定するものとする。
- イ アにおいて、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 人以上ある場合は、当該提案者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。

- ウ イにおいて、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者3位の選定

- ア (1) 及び(2)で選定された優先交渉権者を除く提案者のうち、各委員が提案者毎に評価点をつけた、その合計点が高い順に再度順位をつける。
順位を第1位とした委員の数が最も多い者を、優先交渉権者に選定するものとする。
- イ アにおいて、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ウ イにおいて、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。

(4) 優先交渉権者4位の選定

- ア (1)、(2)及び(3)で選定された優先交渉権者を除く提案者のうち、各委員が提案者毎に評価点をつけた、その合計点が高い順に再度順位をつける。
順位を第1位とした委員の数が最も多い者を、優先交渉権者に選定するものとする。
- イ アにおいて、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ウ イにおいて、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。

- (5) (1) から (4) にかかわらず、優先交渉権者が定まらない場合、及び提案者が4者以下の場合においては、プレゼンテーション等を行った後、各委員の審査及び合意でもって優先交渉権者を選定することができる。
- (6) (1) から (4) にかかわらず、委員全員の評価点の合計点が、審査委員会の規定する基準点に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。なお、全応募者が基準に達しなかった場合は、改めてプロポーザルにより選定を行う。
- (7) 受託調理場については、1. 業務概要 (1) 件名、対象施設の内、優先交渉権者上位の者から順に選択するものとする。

優先交渉権者の選定後、速やかに審査結果を参加者に通知、また本市ホームページ等にて公表する。

16 契約締結に向けての協議

- (1) 学校給食課は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行い、成立した場合は、契約の締結に向けて手続きを進める。
- (2) 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者から順次、協議を開始する。
- (3) 優先交渉権者等と協議が成立した者を以下「受託候補者」という。

17 契約の締結

- (1) 学校給食課は、受託候補者との協議を行った後、当該業務の仕様書を作成し、予定価格を設定する。
- (2) 作成した仕様書に基づき受託候補者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。
なお、この見積書は契約締結に伴う見積書であり、企画提案書提出時の見積書の性質とは異なるため、たとえ見積金額が同額だとしても必ず徴取する必要がある。
- (3) 契約書については、原則として本市が用意したものを使用するものとする。

18 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
説明会開催日	令和7年5月1日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年5月21日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年6月18日（水）
ヒアリング （プレゼンテーション等含む。）	令和7年7月3日（木）
審査結果の通知	令和7年7月上旬予定
契約締結日（予定）	令和7年7月中旬予定
業務の履行期間	令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

19. 問合先

〒900-8553 那覇市泉崎 1－1－1 (11 階)

那覇市教育委員会 学校給食課

T E L : 0 9 8－9 1 7－3 5 0 7

F A X : 0 9 8－9 1 7－2 3 2 8

E-mail : E-G-GAKYU001@city.naha.lg.jp